

別紙1 国際整合防爆指針に基づく検定の方法

第1編 総則

(1)国際整合防爆指針 2015 に基づく検定

検定項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認すること。	第1編の箇条1、箇条4から26まで及び附属書Aに適合していること。
2 外観検査	設計審査により確認した構造図及び回路図と現品を照合すること。	構造図及び回路図と現品との間に差異がないこと。
3 構造検査		
3.1 機器のグループ	第1編の箇条4によること。	第1編の箇条4に適合していること。
3.2 温度	第1編の箇条5によること。	第1編の箇条5に適合していること。
3.3 全ての電気機器に対する要求事項	第1編の箇条6によること。	第1編の箇条6に適合していること。
3.4 非金属材料製容器及び容器の非金属製部分	第1編の箇条7によること。	第1編の箇条7に適合していること。
3.5 金属製容器及び容器の金属製部分	第1編の箇条8によること。	第1編の箇条8に適合していること。
3.6 ねじ締付け部	第1編の箇条9によること。	第1編の箇条9に適合していること。
3.7 インターロックデバイス	第1編の箇条10によること。	第1編の箇条10に適合していること。
3.8 ブッシング	第1編の箇条11によること。	第1編の箇条11に適合していること。
3.9 固着用材料	第1編の箇条12によること。	第1編の箇条12に適合していること。
3.10 接続端子部及び端子区画	第1編の箇条14によること。	第1編の箇条14に適合していること。
3.11 接地用又はボンディング用導線の接続端子部	第1編の箇条15によること。	第1編の箇条15に適合していること。
3.12 容器への引込み	第1編の箇条16によること。	第1編の箇条16に適合して

		いること。
3.13 回転機に対する補足の要求事項	第 1 編の箇条 17 によること。	第 1 編の箇条 17 に適合していること。
3.14 開閉装置に対する補足の要求事項	第 1 編の箇条 18 によること。	第 1 編の箇条 18 に適合していること。
3.15 ヒューズに対する補足の要求事項	第 1 編の箇条 19 によること。	第 1 編の箇条 19 に適合していること。
3.16 プラグ、コンセント及びコネクタ（差込接続器）に対する補足の要求事項	第 1 編の箇条 20 によること。	第 1 編の箇条 20 に適合していること。
3.17 照明器具に対する補足の要求事項	第 1 編の箇条 21 によること。	第 1 編の箇条 21 に適合していること。
3.18 キャップライト及びハンドライトに対する補足の要求事項	第 1 編の箇条 22 によること。	第 1 編の箇条 22 に適合していること。
3.19 セル及びバッテリーを組み込む機器	第 1 編の箇条 23 によること。	第 1 編の箇条 23 に適合していること。
3.20 文書	第 1 編の箇条 24 によること。	第 1 編の箇条 24 に適合していること。
4 型式試験 26.1 一般事項 26.2 試験時の構成 26.3 爆発性試験混合ガス中での試験	第 1 編の箇条 26.1 から 26.3 によること。 なお、実機による検査に代えて、検査等データによる検査を実施する場合、本通達の別添 1 「電気機械器具防爆構造規格第 5 条の規定に基づき、防爆構造規格に適合するものと同等以上の防爆性能を有することを確認するための基準等」の 3 (8) イに留意すること。	第 1 編の箇条 26.1 から 26.3 までに適合していること。
4.1 衝撃試験	第 1 編の箇条 26.4.2 によること。	第 1 編の箇条 26.4.2 及び 26.4.4 に適合していること。
4.2 落下試験	第 1 編の箇条 26.4.3 によること。	第 1 編の箇条 26.4.3 及び 26.4.4 に適合していること。

4.3 容器の保護等級 (IP)	第1編の箇条 26.4.5 によること。	第1編の箇条 26.4.5 に適合していること。
4.4 温度測定	第1編の箇条 26.5.1 によること。	第1編の箇条 26.5.1 に適合していること。
4.5 熱衝撃試験	第1編の箇条 26.5.2 によること。	第1編の箇条 26.5.2 に適合していること。
4.6 小形部品の発火試験 (グループ I 及びグループ II)	第1編の箇条 26.5.3 によること。	第1編の箇条 26.5.3 に適合していること。
4.7 プッシングのトルク試験	第1編の箇条 26.6 によること。	第1編の箇条 26.6 に適合していること。
4.8 非金属製容器又は容器の非金属製部分	第1編の箇条 26.7 によること。	第1編の箇条 26.7 に適合していること。
4.9 高温熱安定性	第1編の箇条 26.8 によること。	第1編の箇条 26.8 に適合していること。
4.10 低温熱安定性	第1編の箇条 26.9 によること。	第1編の箇条 26.9 に適合していること。
4.11 耐光性	第1編の箇条 26.10 によること。	第1編の箇条 26.10 に適合していること。
4.12 接地の連続性	第1編の箇条 26.12 によること。	第1編の箇条 26.12 に適合していること。
4.13 容器の非金属材料部分の表面抵抗試験	第1編の箇条 26.13 によること。	第1編の箇条 26.13 に適合していること。
4.14 静電容量の測定	第1編の箇条 26.14 によること。	第1編の箇条 26.14 に適合していること。
4.15 通気ファンの定格の検証	第1編の箇条 26.15 によること。	え第1編の箇条 26.15 に適合していること。
4.16 エラストマー製シール用 O リングの代替認定方法	第1編の箇条 26.16 によること。	第1編の箇条 26.16 に適合していること。
5 ルーチン試験	第1編の箇条 27 によること。	第1編の箇条 27 に適合していること。
6 表示	第1編の箇条 29 によること。	第1編の箇条 29 に適合していること。
7 取扱説明書	第1編の箇条 30 によることを申請書類で確認すること。	第1編の箇条 30 に適合していること。

8 (規定) ケーブルグランドに対する補足の要求事項	第 1 編の附属書 A によること。	第 1 編の附属書 A に適合していること。
----------------------------	--------------------	------------------------

注 箇条 2 に掲げる引用文書は、検定申請された電気機械器具の検定において、検定の基準として補完的に使用できるものであること。その場合の検定の方法及び判定の基準は、使用する引用文書の記載に従って行うこと。本編(2)及び第 2 編から第 9 編までについても同様とする。

(2)国際整合防爆指針 2020 に基づく検定

検定項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認すること。	第 1 編の箇条 1、箇条 4 から 26 まで及び附属書 A に適合していること。
2 外観検査	設計審査により確認した構造図及び回路図と現品を照合すること。	構造図及び回路図と現品との間に差異がないこと。
3 構造検査		
3.1 機器のグループ	第 1 編の箇条 4 によること。	第 1 編の箇条 4 に適合していること。
3.2 温度	第 1 編の箇条 5 によること。	第 1 編の箇条 5 に適合していること。
3.3 全ての機器に対する要求事項	第 1 編の箇条 6 によること。	第 1 編の箇条 6 に適合していること。
3.4 非金属材料製容器及び容器の非金属製部分	第 1 編の箇条 7 によること。	第 1 編の箇条 7 に適合していること。
3.5 金属製容器及び容器の金属製部分	第 1 編の箇条 8 によること。	第 1 編の箇条 8 に適合していること。
3.6 ねじ締付部	第 1 編の箇条 9 によること。	第 1 編の箇条 9 に適合していること。
3.7 インターロックデバイス	第 1 編の箇条 10 によること。	第 1 編の箇条 10 に適合していること。
3.8 ブッシング	第 1 編の箇条 11 によること。	第 1 編の箇条 11 に適合していること。
3.9 接続端子部	第 1 編の箇条 14 によること。	第 1 編の箇条 14 に適合していること。

3.10 接地用又はボンディング用導線の接続端子部	第1編の箇条15によること。	第1編の箇条15に適合していること。
3.11 容器への引込み	第1編の箇条16によること。	第1編の箇条16に適合していること。
3.12 電動機に対する補足要求事項	第1編の箇条17によること。	第1編の箇条17に適合していること。
3.13 開閉装置に対する補足要求事項	第1編の箇条18によること。	第1編の箇条18に適合していること。
3.14 現場で行う配線接続部に用いる外部プラグ、コンセント及びコネクタ（差込接続器）に対する補足要求事項	第1編の箇条20によること。	第1編の箇条20に適合していること。
3.15 照明器具に対する補足要求事項	第1編の箇条21によること。	第1編の箇条21に適合していること。
3.16 キャップライト及びハンドライトに対する補足要求事項	第1編の箇条22によること。	第1編の箇条22に適合していること。
3.17 セル及びバッテリーを組み込む機器	第1編の箇条23によること。	第1編の箇条23に適合していること。
3.18 文書	第1編の箇条24によること。	第1編の箇条24に適合していること。
4 型式試験 26.1 一般事項 26.2 試験時の構成 26.3 爆発性試験混合ガス中での試験	第1編の箇条26.1から26.3までによること。 なお、実機による検査に代えて、検査等データによる検査を実施する場合、本通達の別添1「電気機械器具防爆構造規格第5条の規定に基づき、防爆構造規格に適合するものと同様以上の防爆性能を有することを確認するための基準等」の3(8)イに留意すること。	第1編の箇条26.1から26.3までに適合していること。
4.1 衝撃試験	第1編の箇条26.4.2によること。	第1編の箇条26.4.2及び26.4.4に適合していること。

4.2 落下試験	第1編の箇条 26.4.3 によること。	第1編の箇条 26.4.3 及び 26.4.4 に適合していること。
4.3 容器の保護等級 (IP)	第1編の箇条 26.4.5 によること。	第1編の箇条 26.4.5 に適合していること。
4.4 温度測定	第1編の箇条 26.5.1 によること。	第1編の箇条 26.5.1 に適合していること。
4.5 熱衝撃試験	第1編の箇条 26.5.2 によること。	第1編の箇条 26.5.2 に適合していること。
4.6 小形コンポーネントの発火試験 (グループ I 及び II)	第1編の箇条 26.5.3 によること。	第1編の箇条 26.5.3 に適合していること。
4.7 プッシングのトルク試験	第1編の箇条 26.6 によること。	第1編の箇条 26.6 に適合していること。
4.8 非金属製容器又は容器の非金属製部分	第1編の箇条 26.7 によること。	第1編の箇条 26.7 に適合していること。
4.9 高温熱安定性	第1編の箇条 26.8 によること。	第1編の箇条 26.8 に適合していること。
4.10 低温熱安定性	第1編の箇条 26.9 によること。	第1編の箇条 26.9 に適合していること。
4.11 紫外線に対する耐光性	第1編の箇条 26.10 によること。	第1編の箇条 26.10 に適合していること。
4.12 接地の連続性	第1編の箇条 26.12 によること。	第1編の箇条 26.12 に適合していること。
4.13 容器の非金属材料部分の表面抵抗試験	第1編の箇条 26.13 によること。	第1編の箇条 26.13 に適合していること。
4.14 静電容量の測定	第1編の箇条 26.14 によること。	第1編の箇条 26.14 に適合していること。
4.15 通気ファンの定格の検証	第1編の箇条 26.15 によること。	え第1編の箇条 26.15 に適合していること。
4.16 エラストマー製シール用 O リングの代替認定方法	第1編の箇条 26.16 によること。	第1編の箇条 26.16 に適合していること。
4.17 放電電荷試験	第1編の箇条 26.17 によること。	第1編の箇条 26.17 に適合していること。
5 ルーチン試験	第1編の箇条 27 によること。	第1編の箇条 27 に適合していること。

6 表示	第 1 編の箇条 29 によること。	第 1 編の箇条 29 に適合していること。
7 取扱説明書	第 1 編の箇条 30 によることを申請書類で確認すること。	第 1 編の箇条 30 に適合していること。
8 (規定) ケーブルグランドに対する補足要求事項	第 1 編の附属書 A によること。	第 1 編の附属書 A に適合していること。

第2編 耐圧防爆構造

(1)国際整合防爆指針 2015 に基づく検定

検定項目	検定の方法	判定基準
1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認すること。	第2編の箇条1、箇条4から13まで、附属書AからCまで及びEに適合していること。
2 外観検査	設計審査により確認した構造図及び回路図と現品を照合すること。	構造図及び回路図と現品との間に差異がないこと。
3 構造検査		
3.1 機器のグループ及び温度等級	第2編の箇条4によること。	第2編の箇条4に適合していること。
3.2 耐圧防爆接合部	第2編の箇条5によること。	第2編の箇条5に適合していること。
3.3 固着接合部	第2編の箇条6によること。	第2編の箇条6に適合していること。
3.4 操作軸	第2編の箇条7によること。	第2編の箇条7に適合していること。
3.5 回転軸及び軸受に対する補足の要求事項	第2編の箇条8によること。	第2編の箇条8に適合していること。
3.6 透光性部品	第2編の箇条9によること。	第2編の箇条9に適合していること。
3.7 耐圧防爆構造の容器の一部を構成するブリーザ及びドレン	第2編の箇条10によること。	第2編の箇条10に適合していること。
3.8 締付けねじ、締付けねじの穴及び閉止用部品	第2編の箇条11によること。	第2編の箇条11に適合していること。
3.9 容器の材料及び機械的強度 - 容器内部の材料	第2編の箇条12によること。	第2編の箇条12に適合していること。
3.10 耐圧防爆構造容器への引込み	第2編の箇条13によること。	第2編の箇条13に適合していること。
4 検証及び試験	第2編の箇条14によること。	第2編の箇条14に適合していること。

5 型式試験		
5.1 容器の耐圧力試験	第 2 編の箇条 15.1 によること。	第 2 編の箇条 15.1 に適合していること。
5.2 引火試験	第 2 編の箇条 15.2 によること。	第 2 編の箇条 15.2 に適合していること。
5.3 ブリーザ及びドレンを備えた耐圧防爆容器の試験	第 2 編の箇条 15.4 によること。	第 2 編の箇条 15.4 に適合していること。
6 ルーチン試験	第 2 編の箇条 16 によること。	第 2 編の箇条 16 に適合していること。
7 ランプ受金及びランプロ金	第 2 編の箇条 18 によること。	第 2 編の箇条 18 に適合していること。
8 非金属製容器及び容器の非金属製部分	第 2 編の箇条 19 によること。	第 2 編の箇条 19 に適合していること。
9 表示	第 2 編の箇条 20 によること。	第 2 編の箇条 20 に適合していること。
10 (規定) ブリーザ及びドレンのクリンプリボンエレメント及びマルチプルスクリーンエレメントに対する補足の要求事項	第 2 編の附属書 A によること。	第 2 編の附属書 A に適合していること。
11 (規定) 測定できない経路をもつブリーザ及びドレンのエレメントに対する補足の要求事項	第 2 編の附属書 B によること。	第 2 編の附属書 B に適合していること。
12 (規定) 耐圧防爆構造の引込みデバイスに対する補足の要求事項	第 2 編の附属書 C によること。	第 2 編の附属書 C に適合していること。
13 (規定) 耐圧防爆構造“d”の容器に使用するセル及びバッテリー	第 2 編の附属書 E によること。	第 2 編の附属書 E に適合していること。

(2)国際整合防爆指針 2018 に基づく検定

検定項目	検定の方法	判定基準
------	-------	------

1 設計審査	電気機械器具の構造、機能等について、申請書、構造図、回路図、説明書及びあらかじめ行った試験の結果を記載した書面により確認すること。	第2編の箇条1、箇条4から13まで、附属書AからCまで及びEに適合していること。
2 外観検査	設計審査により確認した構造図及び回路図と現品を照合すること。	構造図及び回路図と現品との間に差異がないこと。
3 構造検査		
3.1 保護レベル(機器保護レベル, EPL)	第2編の箇条4によること。	第2編の箇条4に適合していること。
3.2 耐圧防爆接合部	第2編の箇条5によること。	第2編の箇条5に適合していること。
3.3 シール接合部	第2編の箇条6によること。	第2編の箇条6に適合していること。
3.4 操作軸	第2編の箇条7によること。	第2編の箇条7に適合していること。
3.5 回転軸及び軸受に対する補足要求事項	第2編の箇条8によること。	第2編の箇条8に適合していること。
3.6 透光性部品	第2編の箇条9によること。	第2編の箇条9に適合していること。
3.7 耐圧防爆容器の一部を構成するブリーザ及びドレン	第2編の箇条10によること。	第2編の箇条10に適合していること。
3.8 締付けねじ及び開口部	第2編の箇条11によること。	第2編の箇条11に適合していること。
3.9 容器の材料	第2編の箇条12によること。	第2編の箇条12に適合していること。
3.10 耐圧防爆容器への引込部	第2編の箇条13によること。	第2編の箇条13に適合していること。
4 検証及び試験	第2編の箇条14によること。	第2編の箇条14に適合していること。
5 型式試験		
5.1 容器の耐圧力試験	第2編の箇条15.2によること。	第2編の箇条15.2に適合していること。

5.2 引火試験	第 2 編の箇条 15.3 によること。	第 2 編の箇条 15.3 に適合していること。
5.3 ブリーザ及びドレンを備えた耐圧防爆容器の試験	第 2 編の箇条 15.4 によること。	第 2 編の箇条 15.4 に適合していること。
5.4 保護レベル“dc”の機器に対する試験	第 2 編の箇条 15.5 によること。	第 2 編の箇条 15.5 に適合していること。
6 ルーチン試験	第 2 編の箇条 16 によること。	第 2 編の箇条 16 に適合していること。
7 ランプ受金及びランプ口金	第 2 編の箇条 18 によること。	第 2 編の箇条 18 に適合していること。
8 非金属製容器及び容器の非金属製部分	第 2 編の箇条 19 によること。	第 2 編の箇条 19 に適合していること。
9 表示	第 2 編の箇条 20 によること。	第 2 編の箇条 20 に適合していること。
10 取扱説明書	第 2 編の箇条 21 によること。	第 2 編の箇条 21 に適合していること。
11 (規定) ブリーザ及びドレンのクリンプリボンエレメント及びマルチプルスクリーンエレメントに対する補足要求事項	第 2 編の附属書 A によること。	第 2 編の附属書 A に適合していること。
12 (規定) 測定できない経路をもつブリーザ及びドレンのエレメントに対する補足要求事項	第 2 編の附属書 B によること。	第 2 編の附属書 B に適合していること。
13 (規定) 耐圧防爆構造の引込みデバイスに対する補足要求事項	第 2 編の附属書 C によること。	第 2 編の附属書 C に適合していること。
14 (規定) 耐圧防爆容器に使用するセル及びバッテリー	第 2 編の附属書 E によること。	第 2 編の附属書 E に適合していること。
15 (規定) 内部放出源 (流通路) をもつ耐圧防爆容器の追加要求事項	第 2 編の附属書 G によること。	第 2 編の附属書 G に適合していること。
16 (規定) 耐圧防爆容器をもつインバータ駆動の回転機	第 2 編の附属書 H によること。	第 2 編の附属書 H に適合していること。

の要求事項		
-------	--	--